

平成22年度一般会計補正予算説明資料

6 款 農林水産業費
 1 項 農業費
 6 目 農作物対策費

生産振興課(内線:7414)
 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
果樹等経営安定資金 利子助成事業	債務負担行為 7,725 5,938	債務負担行為 5,180 0	債務負担行為 12,905 5,938				債務負担行為 5,180 0	
トータルコスト	7,552	0	7,552	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金支払事務				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

H22年3月～5月の天候不良による梨、柿の実止まり不良・品質低下に伴い、出荷量の減少が見込まれるため、今回災害にあった農家が果樹等経営安定資金を借りる場合、申請により新規借入分及び既借入分について1年以内の償還猶予期間を設定する。
 ※償還猶予期間を申請する農家は、経営改善計画を作成することを条件とする。

2 主な事業内容

区分	災害時対応	価格低落時対応	原油価格高騰時対応
発動要件	気象災害等により収量が減少した場合 (原則として、天災資金等を優先)	出荷期間中に平均価格が損益分岐点を下回った場合	原油価格の高騰により生産資材の調達が困難となった場合
対象品目	果樹、野菜、花き類及び工芸作物(ソバに限る)		
末端金利	0%		
基準金利	2.95%(平成22年5月19日現在)		
事業主体	鳥取県農業協同組合中央会		
利子補給期間	(通常)3年以内 (追加対策)今回の低温被害のあった農家に対し、1年の償還猶予期間を設定可能とし、その場合の利子補給期間は4年以内とする。		
貸付時期	随時		
利子補給割合	県1/3、農業団体2/3 (市町村負担の有無は任意)		
融資基準額	各品目において再生産に要する額の8割相当額 原油価格高騰においては、1戸あたり100万円が上限		
融資機関	各JAまたはJA鳥取信連		
融資対象	・原則として天災資金、公庫資金の対象とならない場合、またはその上限を超えて融資が必要な場合 ・天災資金等が発動するまでのつなぎ融資が必要な場合		

3 債務負担行為

果樹等経営安定資金利子補給	補正前	7,725千円(平成23年度～25年度)
	補正	5,180千円(平成23年度～26年度)
	合計	12,905千円(平成23年度～26年度)

4 これまでの取組状況、改善点

- ・春期の記録的な低温により果樹の実止まり不良、品質低下の被害が発生し、果樹農家の大幅な収入減が予想される。
- ・このままの状態を放置すれば、果樹経営の継続が困難な農家が現れ、産地が縮小し、これまで築いてきた鳥取梨のブランドを維持できなくなる可能性がある。
- ・団体等からも要望があり、農家の経営安定と産地復興を図る必要がある。